

金融資産の認識の中止と IASB 概念フレームワークの見直し

吉 良 友 人

1. はじめに
2. 資産流動化と金融資産の認識の中止
 - 2.1 資産流動化
 - 2.2 金融資産の認識の中止に関する基本的なアプローチ
 - 2.3 金融資産の認識の中止に関する各アプローチの問題点
3. IASB における金融資産の認識の中止の検討
 - 3.1 IFRS 第9号
 - 3.2 ED2009のアプローチ
 - 3.3 代替的アプローチ
4. IASB 概念フレームワークの見直しにもとづく考察
 - 4.1 資産および認識の定義
 - 4.2 DP2013における認識の中止の論点
 - 4.3 支配概念と認識の中止の判定
5. 結び

1 .はじめに

資金調達手段として資産流動化が一般化したことにより、金融資産の認識の中止に関する会計処理の問題が顕在化した。金融資産を譲渡し、かつ、それが単なる譲渡ではない(すなわち、譲渡人が譲渡資産に対して何らかの関連性を残している)場合、どのような要件をもって当該資産の認識を継続あるいは中止する判断をするのが議論の中心となる。

2003年にIAS第39号「金融商品：認識及び測定」が改訂された際に認識の中止に関する基準も改訂された。また、IAS第39号の複雑性低減プロジェクトの一環として、2009年3月、IASBは公開草案「認識の中止」(以下、ED2009)を公表し、更なる改訂について検討した。ただし、ED2009の内容は基準化され

ず、現在はIFRS第9号「金融商品」にIAS第39号の内容が引き継がれている。

その後大きな動きはなかったが、2013年7月にIASBはディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(以下、DP2013)を公表し、そこで資産の定義や認識の中止についての記述も行っている。本論文では、金融資産の認識の中止について、基本的な考え方を述べた上で、DP2013の内容を考慮した場合にどのような影響があるのかを、支配概念や認識の中止の要件という観点から考察する。

2. 資産流動化と金融資産の認識の中止

2.1 資産流動化

金融技術の発展を背景に、資金調達手段として資産流動化が一般的となった。資産流動化とは「資産(貸付債権、売掛債権、不動産等)の所有者(オリジネーターという)が、当該資産を自身から切り離し(オフバランスし)、その資産の生み出すキャッシュ・フローを裏付とした資金調達を行うこと¹⁾」である。

特に流動化スキームにおいては、次の理由²⁾からただ単に資産が譲渡されるわけではなく、譲渡人は譲渡後も当該資産に対して何らかのリスクや便益を留保していることが通常である。

オリジネーター視点

(a) オフバランス化

資産を流動化すれば資産を圧縮して財政状態計算書をスリム化することができる。例えば、資産100億円、負債60億円、当期純利益10億円の企業を想定する。この企業が売掛金10億円を譲渡し、それによって得た現金を負債の返済に充てた場合、資産90億円、負債50億円となり、自己資本比率の向上(40%→44.4%)やROA(総資産利益率)の向上(10%→11.1%)に役立ち、財務体質の強化を図ることができる。

(b) フィービジネスのチャンス

資産流動化のポイントは原資産との関連性を残しながらオフバランスを達成することにある。オフバランス化だけならばファクタリング(債権の単純売却)でも構わないが、原資産との関連性を残すことで継続取引によるメ

1) 山崎和哉[2001] 30頁。

2) 山崎和哉[2001] 38-41頁参照。

リットも得られる。

(c) 資金調達手段の確保

資産流動化はオリジネーター自身の信用力とは無関係に、原資産の信用力に基づいて資金調達を行う手段である。よって、原資産の格付けがオリジネーターのそれより上の場合、資金調達コスト(金利負担)が抑えられることがある。このメリットが得られなかったとしても、企業にとっては資金調達手段が増えることでその優位性は大きく増す。

投資家視点

(a) 新たな投資対象

原資産のキャッシュ・フローを加工することによって様々な特性(期間、リスク)をもつ ABS(資産担保証券)をつくりだすことが可能となる。ABSとは資産流動化の条件を満たしつつ、資金提供者である投資家が受け取る有価証券のことである。

(b) ポートフォリオ戦略の多様化

ポートフォリオ管理の基本は特定の業種・顧客・地域等への過度の集中を排除することである。例えば地方銀行の場合はそのマーケットが限定的であり、信用リスクが大きくなってしまう。そこで都市銀行の債権を購入することで地方銀行の資産は地域的分散が図られることになり、信用リスクの引き下げにもなる。

このような理由から資産流動化では譲渡資産と譲渡企業に関連性が残されている。その関連性を考慮した場合に金融資産の認識をどのように扱うかが議論の中心となる。

2.2 金融資産の認識の中止に関する基本的なアプローチ

IFRS 第9号では、「企業は、金融商品の契約条項の当事者になった場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産又は金融負債を財政状態計算書に認識しなければならない³⁾」と定められている。そして、次のいずれかの場合には金融資産の認識を中止しなければならない⁴⁾。

(a) 当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合

3)IASB [2010], par. 3.1.1.

4)IASB [2010], par. 3.2.3.

金融資産の認識の中止とIASB 概念フレームワークの見直し

合

(b) 3.2.4項⁵⁾及び3.2.5項⁶⁾に示すように金融資産を譲渡し、その譲渡が3.2.6項⁷⁾に従った認識の中止の要件を満たす場合

すなわち、基本的には金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するか、当該権利を譲渡したことによりキャッシュ・フローを受け取る権利を有していない場合に金融資産の認識を中止する。

ここで、論点となるのは当該権利を譲渡した場合の会計処理である。売却または期限が切れたことなどにより当該権利自体が消滅してしまった場合は、認識を中止することに特に問題はない。

しかし、譲渡した場合は当該権利の所有者が変更されただけで権利自体は存在している。そして、譲渡する際に金融資産についてコール・オプションなどの何らかの関連性が残る場合がある。この場合、リスクと経済価値をどの程度保持しているか、支配や継続的関与はあるかなどを考慮する必要があり、何をどのように考慮するのが問題となる。この問題についての基本的なアプローチとして、リスク・経済価値アプローチと財務構成要素アプローチの2つが挙げられる。

リスク・経済価値アプローチ

まず、リスク・経済価値アプローチでは、それぞれの財務構成要素は不可分で一体のものとして資産を構成していると考え、「ほとんど全ての重要なリスクと経済価値の移転」を認識の中止の要件としている。よって、1つの資産についてそ

5) 企業は、次のいずれかの場合には(かつ、その場合にのみ)金融資産を譲渡している。(a)金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合、(b)金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を保持しているが、3.2.5項の条件を満たす取決めにおいて1名以上の受取人に当該キャッシュ・フローを支払う契約上の義務を引き受けている場合。(IASB [2010], par. 3.2.3.)

6) 企業が、ある金融資産(「原資産」)のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を保持しているが、1つ以上の企業(「最終受取人」)に当該キャッシュ・フローを支払う契約上の義務を引き受けている場合、次の3つの条件のすべてに該当するときは(かつ、そのときにのみ)当該企業はその取引を金融資産の譲渡として扱う。(a)企業が原資産からの対応金額を回収しない限り、最終受取人への支払義務がないこと。貸付金額に市場金利による発生利息を加算した額を全額回収する権利の付いた企業による短期貸付は、この条件に反しない、(b)譲渡契約により、原資産の売却あるいは担保差入(最終受取人にキャッシュ・フローを支払う義務に関する担保としての差入は除く)が禁止されていること、(c)最終受取人に代わって回収したキャッシュ・フローを、重要な遅滞なしに送金する義務を有していること(さらに、企業が当該キャッシュ・フローを再投資する権利を有していないこと。ただし、回収日から最終受取人への所定の送金日までの短期の決済期間における現金又は現金同等物(IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の定義による)への投資で、当該投資について稼得した利息が最終受取人に引き渡される場合は除く)。(IASB [2010], par. 3.2.5.)

7) 3.1にて説明する。

の構成要素全ての認識を中止するか否かという、オール・オア・ナッシングの考え方をとる。例えば、金融資産 5,000 万円を譲渡し、譲渡人が 3,000 万円の債務保証を行う場合、ほとんど全てのリスクと経済価値が移転したとはいえないので当該資産の認識の中止は認められないことになる。

ただし、リスク・経済価値アプローチではオリジネーターが譲渡資産との譲渡後の関係を何らかの方法で情報提供できるようになっている。例外的な処理としてではあるが、ある資産の一部だけの譲渡、ある資産全部の残存期間のうち一部の期間だけの譲渡、ある資産全部の残存期間のすべてに亘る譲渡であるが、譲渡人が当該資産にかかるある程度重要なリスク又は経済価値を留保している、のどれか1つでも要件を充たせば、すべての重要なリスクと経済価値が移転していない場合でも譲渡資産全体についてみて、リスクと経済価値に重要な変化が認められる場合には、当該資産の部分的な認識中止が認められるとしている⁸⁾。

財務構成要素アプローチ

次に財務構成要素アプローチではそれぞれの財務構成要素は分解可能なものと考え、それぞれについて支配が移転したかどうかを判断し、移転した財務構成要素については認識を中止し、そうでないものについては認識を継続する。リスクの有無は認識の中止の要件には関係なく、何らかのリスクが残る場合には当該リスクを新たに認識する。例えば上記の例を財務構成要素アプローチに当てはめると金融資産 5,000 万円の認識の中止はされ、それと同時に債務保証 3,000 万円に対応する負債を新たに認識することになる。この点でリスク・経済価値アプローチとは大きく異なる。

条件付金融資産の譲渡時に、残存部分又は新たに生じた資産及び負債について公正価値を合理的に測定できる場合、譲渡金額から譲渡原価を差し引いた差額を譲渡損益として処理する。また、譲渡金融資産の帳簿価格のうち按分計算により残存部分に配分した金額は、当該残存部分の計上価額とし、新たに発生した資産および負債は譲渡時の公正価値により計上する。

継続的関与アプローチ

上記2つの基本的なアプローチに加え、継続的関与アプローチという考え方もある。これは、IASB が 2002 年 6 月に公表した公開草案「IAS 第 39 号『金融商

8) 宮田慶一[2004 a] 52 頁参照。なお、そこでは英国の財務報告基準(FRS)第 5 号「取引の実質の報告」をもとに説明されている。

金融資産の認識の中止とIASB 概念フレームワークの見直し

品：認識及び測定』の改定案」において提案されたアプローチであり、「金融資産の譲渡人が当該金融資産に対する継続的関与を有している範囲で当該譲渡人が当該資産を認識し続ける⁹⁾」というものである。継続的関与は次の2つの方法で確立される¹⁰⁾。

- (a) 再取得条項(コール・オプション、プット・オプション又は買戻契約)
- (b) 譲渡資産の価値の変動を基に支払う又は受け取る条項(例えば、信用保証又は純額現金決済オプション)

なお、継続的関与とアプローチに対する支持は限定的なものであった。コメント提出者からは、基準変更のコスト・ベネフィットやUS GAAPとのコンパリエンスについての懸念が示され、当該アプローチは採用されなかった。

2.3 金融資産の認識の中止に関する各アプローチの問題点¹¹⁾

リスク・経済価値アプローチの問題点

リスク・経済価値アプローチの問題点は、例外処理はあるものの原則的には金融資産を不可分なものとする点で、認識の中止がオール・オア・ナッシングになってしまう点である。現実には金融市場で金融資産は財務構成要素ごとに分解されて取引されているので、このアプローチを採った場合、取引の実質的な経済効果を表さない可能性があるという点が問題となる。

また、譲渡人がコール・オプションを有する場合または譲受人がプット・オプションを有する場合、オプションを行使することのコストが便益を下回る時は譲渡資産すべてに対して認識の中止を認めないという問題点もある。譲渡人がオプションのみしか所有していないのに当該資産すべての認識を継続することは、譲渡人の資産の過大認識および譲受人の資産の過小認識につながると考えられる。

財務構成要素アプローチの問題点

財務構成要素アプローチの問題点は、支配の移転の有無によって認識の中止をするかどうか判断してしまう点である。つまり、リスクや経済価値が移転していても支配の移転があれば認識の中止を認めてしまう場合があり、その場合には企業の実態を正確に表しているとはいえない可能性がある。債務保証等を新たな負債として認識したとしても、ステークホルダーは当該譲渡資産について十分

9)IASB [2010], par.BCZ3.4.

10)IASB [2010], par.BCZ3.4.

11)宮田慶一[2004 a]が詳しい。本論文でも参考になっている。

に理解できない可能性がある。

また、財務構成要素アプローチは金融資産を財務構成要素ごとに分解し、それぞれについて認識を中止するか否かを判断するという立場をとりながらも、それが貫かれていないという問題がある。例えば買い戻し条件付きの資産に関して、このアプローチならば資産の譲渡と先渡しという二つの構成要素に分解してそれぞれについて認識の中止の要件を当てはめるべきである。しかし、実際はこれらを分解せずに一体として扱い、支配の移転が認められないので認識の中止を認めないなど、考え方の根本が崩れている部分もある。

さらに、リスク・経済価値アプローチと同様にコール・オプションやブット・オプションが存在する場合、譲渡資産すべてについて認識の中止が認められない可能性があるという問題も存在する。

継続的関与アプローチの問題点

継続的関与アプローチの問題点としては、財務構成要素アプローチと同様のことが考えられる。つまり、このアプローチにおいても資産を財務構成要素ごとに分解するという考え方が首尾一貫していない。財務構成要素アプローチでは買い戻し条件付きの資産に関して問題があったが、継続的関与アプローチではこれに加えて譲渡人がコール・オプションを有する場合や譲受人がブット・オプションを有する場合にもこの問題が発生する。継続的関与アプローチでは付帯条件付きという時点で継続的関与があるとみなし、資産全体について認識の中止を認めないのである。

3 . IASB における金融資産の認識の中止の検討

3.1 IFRS 第9号¹²⁾

前述したようにIFRS第9号では、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するか、当該権利を譲渡したことによりキャッシュ・フローを受け取る権利を有していない場合に金融資産の認識を中止する。

そして、企業が金融資産を譲渡する場合、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値をどの程度保持しているかを、次のようにして評価しなければならない¹³⁾。

12)IFRS 第7号に規定されている開示以外についてはIAS 第39号の内容がIFRS 第9号に引き継がれている。

13)IASB [2010], par. 3.2.6.

金融資産の認識の中止とIASB 概念フレームワークの見直し

- (a) 企業が、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合には、当該金融資産の認識の中止を行い、当該譲渡において創出又は保持された権利及び義務をすべて資産又は負債として別個に認識しなければならない
- (b) 企業が、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持している場合には、当該金融資産の認識を継続しなければならない。
- (c) 企業が、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもない場合には、当該金融資産に対する支配を保持しているかどうかを判定しなければならない。この場合において、
 - (i) 企業が支配を保持していない場合には、企業は当該金融資産の認識の中止を行い、当該譲渡において創出又は保持された権利及び義務をすべて資産又は負債として別個に認識しなければならない。
 - (ii) 企業が支配を保持している場合には、当該金融資産に対して継続的関与を有している範囲において、当該金融資産の認識を継続しなければならない。

以上の内容から、IFRS 第9号ではリスク・経済価値を認識の中止の上位の要件とした考え方が採られていることが分かる。ただし、この中には財務構成要素アプローチや継続的関与アプローチも含まれていると考えられる。簡潔に述べると、このアプローチは金融資産を分解可能とし、認識の中止の要件として支配の移転、リスク・経済価値の移転、継続的関与の有無という複数の要件を有する混合アプローチである。そしてIASBの考え方のもとでは「支配」があるかどうかよりも先に「リスク・経済価値」が移転しているかどうかを判断する。図表1はこのアプローチのフローチャートである。このフローチャートでは認識の中止を判定するための要件の順序が重要となる。例を使ってこれを説明する¹⁴⁾。

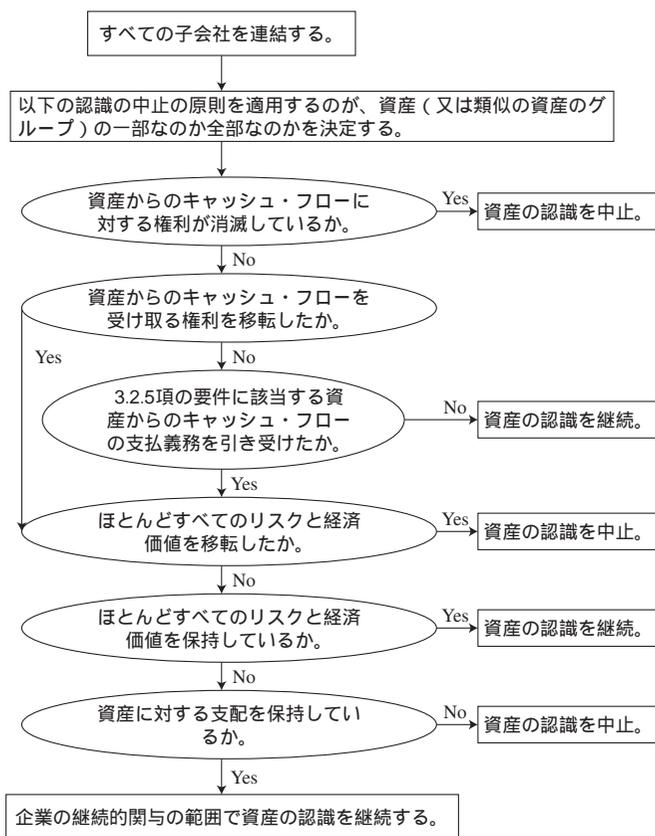
- (例) 企業Aは流動性の高い市場が存在する上場株式のポートフォリオを有している。そこで、次のような条件で第三者Bと契約を締結する。AはポートフォリオをBに10百万ユーロで売却するとともに、2年後に10百万ユーロに市場に基づく利息を加算し、ポートフォリオに含まれる株式の配

14)Ernst & Young LLP [2010], pp. 464-465参照。

当に相当する額を控除した金額で買い戻すことに合意する。

この例では、ポートフォリオの性質上、B は容易にこれを第三者に売却することができる（買戻契約に従って A に売り戻す際に必要な株式を市場から容易に再取得することができる）。これは B がポートフォリオを支配していることを示しており、さらに同一資産を複数の当事者が支配することはできないから、A はこのポートフォリオに対する支配を有していないことになる。それゆえ、「支配の移転」を認識の中止の第一の要件とした場合には、リスク・経済価値の移転とは

図表 1 IFRS 第 9号のアプローチのフローチャート



（出所）IASB [2010], par. B3.2.1.

金融資産の認識の中止とIASB 概念フレームワークの見直し

関係なく A は当該ポートフォリオの認識を中止することになる。

しかし買戻契約の性質上、A は B にポートフォリオを売却していない場合と同様に、当該ポートフォリオに伴うすべてのリスクと経済価値にさらされていることになる（買戻価格の全ての変動額は A に返還されることになるからである。）。したがって、「リスク・経済価値の移転」を認識の中止の第一の要件とすれば、この時点では A は当該ポートフォリオの認識を中止するとは限らないことになる。

また、この取引において、A が当該ポートフォリオについて実質的にすべてのリスク・経済価値を引き続き保持しているかどうかで「支配」の重要性が大きく変わってくる。

実質的に全てのリスク・経済価値を引き続き保持している場合

B の当該ポートフォリオを売却または担保に供する権利は認識の中止の要件とは無関係となり、A は引き続き当該ポートフォリオを認識する。

実質的に全てのリスク・経済価値を移転せず、引き続き保持もしていない場合

B の当該ポートフォリオを売却または担保に供する権利は極めて重要な意味を有する。A が当該ポートフォリオに対する支配を失っていることを示すため、A はこれの認識を中止することになる。なお、A が当該ポートフォリオについて支配を保持している場合は継続的関与の範囲内で認識を継続する。

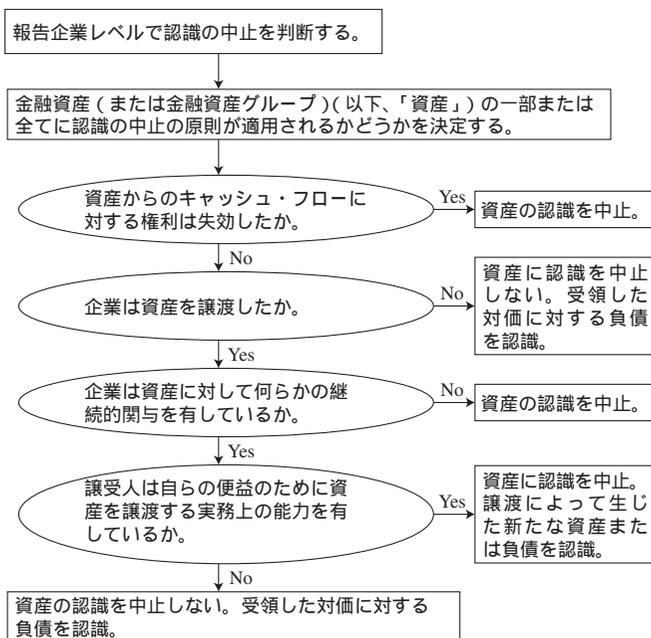
3. 2 ED2009のアプローチ

2009年3月、IASB は ED 2009 を公表した。これは、2003年版 IAS 第 39号の理解や実務適用が困難である点を踏まえ、これを改善および単純化することを目的としたものである。様々なアプローチの混合モデルであると考えられる 2003年版 IAS 第 39号に対し、ED 2009 は財務構成要素アプローチに基づくものとなっている。2003年版 IAS 第 39号ではリスク・経済価値、継続的関与、支配という複数の認識の中止の要件が混在しているが、ED 2009 では支配という単一の概念に焦点を当てることで簡素化を図っている。その判定プロセスは図表 2 のフローチャートの通りである。

ここで留意しなければならないのは「譲渡」という用語である。ED 2009 における「譲渡」という用語は、あらゆる形態の売買、譲渡、担保条項、便益の犠牲、分配、およびその他の交換を含む幅広い概念として捉えられている。このため、2003年版 IAS 第 39号における「パススルーテスト」の要件の検討は必要なくなる。ただし、譲渡と認められたからといって必ずしも認識の中止がなされるわけ

ではない。これに加えて継続的関与についても検討しなければならないからである。

図表 2 ED2009 のアプローチ



(出所) IASB [2009], par. AG36A.

また、継続的関与が存在する場合には譲受人の資産を移転する「実質上の能力」についても検討することが求められる。「実質上の能力」を有しているかどうかは、譲受人が譲渡資産を第三者に対して一方的に（すなわち他者の行動と関係なく独立して）、かつ、譲渡に追加的な制限を課すことなく直ちに譲渡できるかに基づき決定される。これには経営者の判断が求められるが、ED 2009 では当該検討を行う際の考慮事項として次のものが挙げられている¹⁵⁾。

- ・ 譲渡契約の条件(取引に関連する他の付随契約等がある場合にはこれも考慮する)
- ・ 金融資産及び当該資産が取引される市場の性質(金融資産の代替性、入手可

15)Ernst & Young LLP [2008], p. 248.

金融資産の認識の中止とIASB 概念フレームワークの見直し

能性、潜在的な買い手の有無)

- ・譲受人が譲渡資産からのすべての経済的便益を享受する能力
- ・その他の経済的制約

図表2に従って判定を行った結果、金融資産が認識の中止の要件を充たす場合には、譲渡取引に関連して新たに取得した資産または負債は公正価値で認識される。その一方で、譲渡人が当該資産に対する持分を引き続き保持する場合には、譲渡時点における帳簿価額を譲渡人が保持する部分と譲渡部分の公正価値の比率で按分し、保持する部分については配分された帳簿価額で引き続き計上する。譲渡が認識の中止の要件を充たさない場合は、認識の中止は禁止され、受け取った対価は金融負債として認識される。

これらを助案すると、「譲渡」の概念の拡張に伴って「支配」の概念も拡張しているのではないかと考えられる。「支配」という単一の概念に焦点を当てるとしてはいるものの、その実質はリスク・経済価値や継続的関与も認識の中止要件に含まれていると考えられる。

よって、ED2009は2003年版IAS第39号のアプローチをより導入しやすいように簡素化したものであり、結局はリスク・経済価値アプローチ、財務構成要素アプローチ、継続的関与アプローチの混合モデルであると考えられる。

3.3 代替的アプローチ

ED2009では、前述のアプローチの他に代替的なアプローチも示している。代替的アプローチは次のようなものである¹⁶⁾。

譲渡人は、経済的便益が存在しないか、存在していても金融資産から得られる全ての将来の経済的便益を獲得する能力やそれらの便益への他者のアクセスを制限する能力を譲渡人が有していない場合、当該資産の認識を中止する。能力を有していない場合とは、金融資産から得られる全てのキャッシュ・フローと他の経済的便益へのアクセスを自らの便益のために有していない場合を指す。

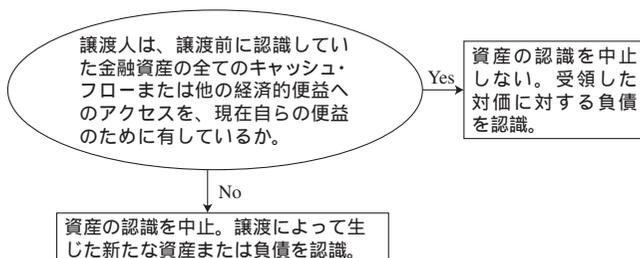
金融資産または金融資産グループを移転した時に が適用されるが、金融資産の全体または一部の移転が資産にも負債にもなりうる場合(例えば、金利ス

16)IASB [2009], pars. AV19-AV22参照。

ワップ)やポートフォリオ全体やポートフォリオの利息の移転が資産にも負債にもなりうる場合(例えば、金利スワップ)は、は適用されない。

代替的アプローチは、現行基準や ED 2009 で提案されているアプローチと違い、金融資産の認識の中止と連結を切り離して考えるものであるが、威知[2009] は「財務構成要素アプローチを導入した本来的な意図である『証券化取引の実質を財務諸表に反映させる』という視点からみれば、(中略)『報告企業レベルでの認識中止』を確定版の基準書として導入する必要がある¹⁷⁾」と指摘している。また、判定プロセスが単純であり、理解可能性や実行可能性は向上するものの、これでは複雑な金融資産の譲渡に対応しきれず、経営者の判断の余地が増加することで、恣意性の介入や比較可能性の低下という問題があると考えられる。

図表 3 ED2009 の代替案のアプローチ



(出所) IASB [2009], par. AV30.

4 . IASB 概念フレームワークの見直しにもとづく考察

4. 1 資産および認識の定義

金融資産の認識の中止に関する議論は、ED 2009 を採用しないという決定がなされ、それ以降大きな動きはない。しかし 2013 年 7 月、IASB は DP 2013 を公表し、そこで資産などの新たな定義が提案されている。そこで、資産、認識およ

17) 威知謙豪[2009] 97 頁。また、金融資産の認識の中止と連結との関係については当該論文を参照。

金融資産の認識の中止とIASB 概念フレームワークの見直し

びこれらに関連する用語の定義と現行の定義を前提として議論された前述の内容との関係を考察する。

まず、現行の概念フレームワークにおいて、資産は「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると予想される資源¹⁸⁾」と定義されている。経済的資源や支配については定義されていない。一方で、DP 2013では、資産は「過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源¹⁹⁾」とされている。ここで、経済的資源とは「権利又は他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力があるもの²⁰⁾」であり、「企業は、経済的資源から生じる経済的便益を得るために経済的資源の使用を指図する現在の能力を有している場合には、経済的資源を支配している²¹⁾」。特徴的であるのは、現行の定義は「経済的便益の流入」、DP 2013の定義は「経済的便益があるもの」としている点である。すなわち、現行の定義はフローに着目したものであるのに対し、DP 2013の定義はストックに着目している。

次に、認識について、現行の概念フレームワークでは「認識とは、構成要素の定義を満たし、かつ、現行の概念フレームワークで述べる認識基準を満たす項目を、貸借対照表又は損益計算書に組み入れるプロセス²²⁾」とされている。当該認識基準とは次のようなものである²³⁾。

- (a) 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高く、かつ、
- (b) 当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している

以上から、現行の概念フレームワークにおいて、認識に蓋然性要件を設けていることが分かる。一方で、DP 2013では、定義は明示されていないが、基本的にはすべての資産を認識することとし、蓋然性の高さは要求されていない。すなわち、資産の定義に当てはまるならば蓋然性の程度に関わらず認識し、定義を満たさなくなったものは認識を中止すると考えることができる。DP 2013では、「資産は資源である（当該資源が生み出す可能性のある経済的便益の流入ではな

18)IASB [2010], par. 4.4.

19)IASB [2013], par. 2.11.

20)IASB [2013], par. 2.11.

21)IASB [2013], par. 3.23.

22)IASB [2010], par. 4.37.

23)IASB [2010], par. 4.38 参照。

図表 4 現行の概念フレームワークおよび DP2013 における定義

	現行の概念フレームワーク	DP 2013
資産	過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると予想される資源	過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源
負債	過去の事象から発生した企業の現在の義務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの	過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務
経済的資源		権利又は他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力があるもの
支配 ²⁴⁾		企業は、経済的資源から生じる経済的便益を得るために経済的資源の使用を指図する現在の能力を有している場合には、経済的資源を支配している
認識	構成要素の定義を満たし、かつ、「現行の『概念フレームワーク』」で述べる認識基準を満たす項目を、貸借対照表又は損益計算書に組み入れるプロセス	(定義は明示されていないが、基本的にはすべての資産および負債を認識することとし、蓋然性要件を削除すべきとしている。)

(出所) IASB [2013]を参照し、筆者が作成した。

く)²⁵⁾、「資産は経済的便益の流入を生み出す能力がなければならない。当該流入は確実である必要はない。当該流入の蓋然性は、基礎となる義務が負債の定義を満たす前に何らかの最低限の閾値に達している必要はない²⁶⁾」とされており、資産の定義の項目においても蓋然性の高さを求めないと明示している。

4. 2 DP2013における認識の中止の論点

IASBの現行の概念フレームワークでは、認識の中止についての定義がなされておらず、「認識の中止について合意された概念的アプローチがないことにより、異なる基準では異なるアプローチを採用している。これは不整合を生じる危険があり、原則ベースのアプローチではなくルール・ベースのアプローチの採用となるという追加的なリスクもある²⁷⁾」とDP2013で述べられている。そこで、DP2013では次の事項を扱っている²⁸⁾。

24) 現行のフレームワークにおいては定義されていないが、IASBの公開草案「顧客との契約から生じる収益」とIFRS第10号「連結財務諸表」において定義されている。ただし、両者における定義は異なるものとなっている。これらについては、両基準(案)およびIASB [2013], pars. 3.17-3.22を参照。

25) IASB [2013], par. 2.10.

26) IASB [2013], par. 2.10.

27) IASB [2013], par. 4.29.

28) IASB [2013], par. 4.30.

- (a)認識の中止の帰結
- (b)認識の中止の目的
- (c)支配アプローチかリスク・経済価値アプローチか
- (d)全面的な認識の中止か部分的な認識の中止か
- (e)認識の中止の基準についての予備的見解の要約

ここでは、(c)支配アプローチかリスク・経済価値アプローチか、(d)全面的な認識の中止か部分的な認識の中止かの2つに焦点を当てる。

まず、(c)については、認識の中止の要件を「支配」とするか「リスクと経済価値」とするかが論点となっており、前述したようにこれまでも議論されてきた内容である。なお、DP 2013では両アプローチの支持者の主張や設例を用いての解説は示されているが、どちらかが支持されているわけではない。

次に、(d)について、全面的な認識の中止とは、「資産(又は負債)全体の認識の中止を行い、保持する構成部分を新たな資産(又は負債)として認識する²⁹⁾」ものであり、部分的な認識の中止とは、「保持する構成部分の認識を継続し、保持しない構成部分の認識の中止を行う³⁰⁾」ものである。前者は、保持する構成部分の譲渡前と譲渡後の帳簿価額の差額を損益として認識するが、後者においてはもともと認識していた資産の一部が残るだけなので損益は認識されない。なお、どちらの考え方を採用するかについては、「特定の基準を開発又は改訂する際の決定となる³¹⁾」とされている。

4.3 支配概念と認識の中止の判定

金融資産の認識の中止において何を重視するかという議論で支配、リスクと経済価値、継続的関与の有無を挙げたが、ストックに着目しているDP 2013は支配を重視していると考えられる。

前述のように、金融資産の認識の中止の基本的なアプローチには、リスク・経済価値アプローチや財務構成要素アプローチがある。まず、複合金融商品について、構成要素ごとに認識するか否かは、前述の通り、構成要素ごとに認識することに異論はない。なぜならば、これは分割可能であり、実際の市場でもそのよう

29)IASB [2013], par. 4.45.

30)IASB [2013], par. 4.45.

31)IASB [2013], par. 4.51.

に取引が行われているので経済実態を表わしていると考えられるからである。そして、論点となるのは「リスクと経済価値」や「支配」といった認識の中止の要件についてである。

両者は一見するとほとんど同じような概念であるように考えられ、実際に単純な取引であれば支配が移転していればリスクと経済価値も移転しているという場合も多いであろう。しかしながら、前述の例のような取引を考えた場合、リスクと経済価値および支配は一致していない場合があると理解できる。

この例は、市場で容易に調達可能であり、かつ、買戻し義務がある金融資産についての取扱いであり、支配の移転を重視するならば認識を中止するが、リスクと経済価値の移転を重視するならば認識を中止せず、どのアプローチを採るかによって違いがでることを表すものである。

この例のように、支配の移転を重視してしまうと、リスクと経済価値が移転していないにも関わらず認識が中止される場合がある。しかし、リスクと経済価値の有無は経済実態を表す重要な要素である。よって、現行基準のように金融資産の認識の中止においてはリスクと経済価値を上位概念として捉えた上で、支配や継続的関与についても考慮すべきである。

ただし、現行基準と同様の内容である 2003年版 IAS 第 39号は、このような様々な概念が混在することにより複雑性が増していると批判された。それを踏まえて IASB は ED 2009 では支配という単一の概念を使用することとした。しかしながら、ED 2009 における「譲渡」の概念は拡張しており、それに伴って「支配」の概念も拡張しているのではないかと考えられる。これは、「支配」という単一の概念に焦点をあてるとしてはいるものの、その実質はリスクと経済価値や継続的関与も認識の中止の要件に含まれていると考えられるからである。そして、これらの要素を適切に考慮することができるのであれば、現行のアプローチの簡素化という観点からは当該アプローチの採用を再検討する余地はある。

しかし、資産の定義として DP 2013 の定義が採用されれば、ED 2009 のアプローチにおいて、より(ストックの)支配という点が注目されがちになり、リスクと経済価値(すなわち、将来のフロー)よりも優先されてしまうのではないだろうか。この点を考慮したならば、金融資産の認識の中止の要件は現行のアプローチのようにリスクと経済価値を第一の要件とすることを明確にすべきであると考えらる。

また、認識の定義の変更により、金融資産の認識の中止の判定、例えば経済価

金融資産の認識の中止とIASB 概念フレームワークの見直し

値の有無の判定に影響があるのではないだろうか。つまり、現行のフレームワークの定義の上では、譲渡資産から経済的便益が流入する蓋然性が低ければ、経済価値は無いとみなされて当該資産の認識を中止するが、DP 2013の定義の上では、経済的便益が流入する蓋然性が低くても、経済価値があるとみなされて当該資産の認識を継続するという場合が考えられる。

なお、この場合、金融資産についての忠実な表現は認識ではなく測定に委ねられ、その方法も議論すべき対象となるが、これは公正価値測定の問題であるので本論文では考察していない。

さらに、DP 2013では資産や認識の定義に加え、認識の中止について、「支配アプローチかリスク・経済価値アプローチか」、「全面的な認識の中止か部分的な認識の中止か」が記述されている。「支配アプローチかリスク・経済価値アプローチか」については、二者択一のような表現がなされているが、現行基準を鑑みるとそうあるべきではない。DP 2013(概念フレームワーク)はあくまで基礎的な考え方を提供するものであり、これらを併用することを否定すべきでない。どちらか一方のみを選択すると対応できない状況が起り、資産譲渡についての経済的実態を表すことができない場合があるからである。DP 2013で示されている考え方(懸念事項含む)はあくまで認識の中止の判定要件を考える基礎として位置づけるべきである。

「全面的な認識の中止か部分的な認識の中止か」については、各基準に委ねられることとなるが、金融資産の認識の中止にあてはめた場合、全面的な認識の中止が妥当と考えられる。なぜならば、譲渡可能な金融資産(とそれに付随する金融負債)は価値の変動が起りやすいものであり、保持する部分についても譲渡時の価値で認識すべきであるからである。

5 . 結び

金融資産の認識の中止において、財務構成要素アプローチのように金融資産を構成要素ごとに分割可能と考えることについてはもはや異論はないであろう。なぜならば、実際の取引もそのように行われ、また、基本的には分割しないとするリスク・経済価値アプローチも例外処理を設けて分割して処理することを認めており、この点に関して議論の余地はないと考えられるからである。

よって、論点となるのは認識の中止の要件であるが、これには支配・リスクと

経済価値・継続的関与があり、何を考慮対象とするのか、どのタイミングで考慮するのが問題となる。本論文では現行のアプローチ、ED2009のアプローチ、ED2009の代替的アプローチを示した。代替的アプローチについては連結との関係が考慮されておらず、また、判定プロセスが単純すぎるので複雑な金融資産の譲渡の認識を判定する基準としては不十分であると考えられる。

現行のアプローチとED2009のアプローチについては、前者は複数の要件を用いた混合アプローチ、後者は支配という単一の概念を用いたアプローチとされているが、ED2009における譲渡概念や支配概念の拡大を鑑みると、その実質に大きな差はないと考えられる。よって、基準の複雑性の低減を目的としてED2009(あるいはその改訂案)が新たな基準として再検討される余地はある。

しかしながら、DP2013で提案されている資産の定義を前提とした場合、ED2009における支配という用語が誤認される可能性があるため、現行のアプローチのようにリスクと経済価値を第一の要件とすることを明確にすべきである。

また、DP2013の認識の定義の上では、経済的便益が流入する蓋然性が低くても、経済価値があるとみなされて当該資産の認識を継続するという場合が考えられる。よって、金融資産についての忠実な表現は、認識ではなく測定に委ねられ、特に公正価値測定に関して測定技術の更なる向上が求められる。

さらに、DP2013では認識の中止の要件や認識の中止の範囲(保持している部分の取り扱い)についても記述されているが、前者については現行基準のような混合アプローチを維持すべきである。また、後者については金融資産の特性を考慮すると、全体的な認識の中止をすべきである。

(筆者は関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程2年)

金融資産の認識の中止とIASB 概念フレームワークの見直し

参考文献

< 著書 >

- ・ Ernst & Young LLP [2008], *International GAAP 2009*. (新日本監査法人監訳 [2009] 『国際会計の実務 International GAAP 金融商品・保険契約』レクシスネクシス・ジャパン。)
- ・ Ernst & Young LLP [2010], *International GAAP 2011*. (新日本監査法人監訳 [2011] 『国際会計の実務 International GAAP 金融商品・保険契約』レクシスネクシス・ジャパン。)
- ・ 伊藤眞、萩原正桂[2008] 『金融商品会計の完全解説』財経詳報社。
- ・ 山崎和哉[2001] 『資産流動化法』金融財政事情研究会。
- ・ 山田辰己[2013] 『IFRS 設定の背景～金融商品～』税務経理協会。

< 論文 >

- ・ Jeffrey, P. C.[2002], International Harmonization of Accounting Standards, and the Question of Off-Balance Sheet Treatment, *Duke Journal of Comparative & International Law, Vol. 12, No. 2*, pp.341-351.
- ・ Zuca, M. R.[2013], Controversy Regarding Elements in the Financial Statements, *Journal of Information Systems & Operations Management, Vol. 7, No. 2*, pp.81-92.
- ・ 伊藤眞[2009] 「金融資産負債のオフバランス化について」 『企業会計』第 61 巻第 2 号(2 月) 33-47 頁。
- ・ 金山剛[2001] 「金融資産の流動化と SPC - その会計問題と法的側面 - 」 『経済學研究(北海道大学)』第 51 巻第 1 号(6 月) 111-126 頁。
- ・ 高須教夫[2014] 「認識および認識の中止」 『企業会計』第 66 巻第 1 号(1 月) 137-142 頁。
- ・ 威知謙豪[2006] 「わが国における特別目的事業体の連結会計基準」 『京都マネジメント・レビュー (京都産業大学)』第 9 号(6 月) 61-76 頁。
- ・ 威知謙豪[2010] 「国際財務報告基準における金融資産の認識の中止に関する会計基準 - 特別目的事業体の連結会計基準との関係を中心に - 」 『国際会計研究会年報(2009 年度)』(3 月) 87-98 頁。
- ・ 宮田慶一[2004 a] 「金融資産の譲渡の会計処理 - 留保リスクと認識・認識中

吉 良 友 人

止の問題を中心に - 』『金融研究』第 23 巻第 2 号(6 月) 49-72 頁。

- ・宮田慶一[2004 b]「オフバランス化とリスク・経済価値の認識」『企業会計』第 56 巻第 8 号(8 月) 18-26 頁。
- ・茂木哲也[2004]「金融資産の証券化」『企業会計』第 56 巻第 8 号(8 月) 27-32 頁。

< 資料 >

- ・International Accounting Standards Board (IASB)[2003], International Accounting Standard (IAS) No.39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.
- ・International Accounting Standards Board (IASB) [2008], Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*.
- ・International Accounting Standards Board (IASB) [2009], Exposure Draft, *Derecognition: Proposed amendments to IAS 39 and IFRS 7*.
- ・International Accounting Standards Board (IASB) [2010], *The Conceptual Framework for Financial Reporting*. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2013]「財務報告に関する概念フレームワーク」『国際財務報告基準』中央経済社。)
- ・International Accounting Standards Board (IASB)[2010], International Financial Reporting Standard (IFRS) No.9, *Financial Instruments*. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳[2013]、国際財務報告基準第 9 号「金融商品」『国際財務報告基準』中央経済社。)
- ・International Accounting Standards Board (IASB) [2013], Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. ((日本語訳) 『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し』IFRS 財団。)